

2024
April

4

No.890

Saga Social Insurance Association

社会保険さが

- 日本年金機構
 - ・4月は採用、転勤の多い時期です 忘れないよう届出をしましょう
 - ・令和6年4月から国民年金保険料額、年金額が改定されました
- 全国健康保険協会 佐賀支部
 - ・健康保険料率・介護保険料率の引き下げ、療養費(立替払)のご案内
 - ・佐賀支部のインセンティブ制度取組結果は全国1位
- 佐賀県社会保険協会
 - ・社会保険事務講習会のご案内
 - ・令和6年3月分(4月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表
 - ・年金相談窓口開設カレンダー等
 - ・令和6年度社会保険協会費請求書をお送りしています



■唐津瓦斯 株式会社

会員事業所 information

都市ガス事業



LPガス事業



介護事業



水回り事業



唐津瓦斯 株式会社



唐津ガス
KARATSU gas co.

ガスという枠を超えて あたかな暮らしに寄り添う。

皆様には、日頃より多大なるご支援を賜り、深く感謝申し上げます。
昭和11年に設立された弊社が、これまで事業を継続してこられたのも、ひとえにお客様をはじめ、手を差し伸べていただいた方々のおかげだとつくづく感じております。

都市ガス事業から始まり、プロパン、簡易ガス事業、介護用品のレンタル・販売事業、水回り関連事業など少しずつではありますが成長させていただきました。現在は、ガスを中心とした会社ではありますが、少しずつ現在の事業から派生した新たな事業も試みたいと考えております。

ガス業という固定的な概念から、暮らし応援業として脱皮できるように、弊社一丸となって、お客様の要望にお応えできるよう精進してまいりたいと存じます。どうか今後とも唐津ガスをよろしくお願ひ申し上げます。

所在地：佐賀県唐津市神田2329 TEL：0955-72-3121

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階
TEL：0952-26-3171 FAX：0952-26-3377

URL：<https://www.syahokyo-saga.or.jp/>

佐賀県社会保険協会

検索





4月は採用、転勤の多い時期です 忘れないよう届出をしましょう

新入社員の方の資格取得届の速やかな提出をお願いします

資格取得届

■資格取得年月日

「試用期間」や「研修期間」を設けている場合であっても、就労の対象として報酬を受け取ることとなる「**実際に就労した日**」が資格取得年月日となります。

■個人番号(基礎年金番号)

個人番号(マイナンバー)または基礎年金番号を記入してください。

■報酬月額

報酬月額には基本給のほか通勤手当・家族手当・住宅手当など諸手当を含みます(食事や住居などの現物支給も加えます。)

また、残業手当や歩合給など不確定な手当については、同様の勤務をしている方を参考に算出してください。

※「被保険者資格取得届」の**被保険者整理番号欄**につきましては、原則記入をしないようお願いします(コンピュータシステムにより被保険者番号の自動払出を行っているため。)

■届出時期

事実があった日から5日以内に提出してください。

3親等内の親族は健康保険の被扶養者になることができます

被扶養者(異動)届

■被扶養者の該当

被扶養者がいる新入社員が健康保険に加入したときや被扶養者が増えたときは、被扶養者の認定を受けた後、健康保険の被扶養者となります。

なお、認定を受けるためには収入要件や同居要件などの審査があります。

■被扶養者の非該当

被扶養者が就職・離婚・死亡・75歳到達等の理由により被扶養者でなくなる場合は、非該当の届出をお願いします。

※被扶養者でなくなった日について

被扶養者(異動)届の「被扶養者でなくなった日」欄について、就職による場合は「**就職した日**」、離婚の場合は「**離婚した日**」、死亡の場合は「**死亡日の翌日**」、75歳到達の場合は「**75歳の誕生日**」を記載してください。

■被扶養者の変更

被扶養者の氏名・性別・続柄・生年月日等に変更(訂正)があった場合は、変更の届出をお願いします。

■届出時期

事実があった日から5日以内に提出してください。



転勤や引越しなどにより住所が変わったとき

住所変更届

マイナンバーと基礎年金番号が結びついている厚生年金被保険者や国民年金第3号被保険者であれば、住民票の異動情報から年金記録の氏名・住所の情報を更新することとなっているため、事業主様からの住所変更届等の提出が原則不要です。マイナンバーを有していない海外居住者、短期在留外国人の住所の変更または住民票住所以外の居所を登録する場合は、住所変更届の提出が必要です。

お問い合わせ先

●各年金事務所 厚生年金適用調査課

国民年金保険料額が改定されました

令和6年4月分から令和7年3月分までの国民年金保険料は、月額16,980円になりました。
納めた国民年金保険料は「社会保険料控除」として全額控除の対象となり、税金の負担が軽減されます。

国民年金保険料は金融機関、郵便局、コンビニエンスストア、スマートフォン決済で納付できます。また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用しての納付、そして便利で安心、お得な口座振替もあります。
※スマートフォン決済可能なアプリは、auPAY・d払い®・PayB (PayBと提携している各金融機関が提供する決済アプリ(「ゆうちょPay」等)を含む。)・PayPay・LINE Pay・楽天ペイ(五十音順) (令和6年2月29日現在)



保険料についてご不明な点がありましたら、お近くの年金事務所にお尋ねください。

お問い合わせ先 ●各年金事務所 国民年金課

一般的な年金の加入に関するお問い合わせは
「ねんきん加入者ダイヤル」**TEL 0570-003-004** (ナビダイヤル)をご利用いただけます。

令和6年4月から年金額が改定されました

令和6年度の年金額は、物価変動率(+3.2%)及び名目手取り賃金変動率(+3.1%)がともにプラスとなり、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るため、名目手取り賃金変動率を用いて改定されます。

また、マクロ経済スライドによる調整率(-0.4%)により、令和6年度の年金額は、令和5年度から2.7%の引上げとなります。

【年金額改定の例】

老齢基礎年金(40年間国民年金定額保険料を納付された方)

令和6年3月まで	令和6年4月から
795,000円(年額)	816,000円(年額) (s31. 4. 2生~)
792,600円(年額)	813,700円(年額) (~s31. 4. 1生)

※年金額改定通知書については、令和6年6月中旬頃送付予定です(一部の方については、令和6年5月に送付される場合もあります。)

お問い合わせ先 ●各年金事務所 お客様相談室

一般的な年金相談に関するお問い合わせは
「ねんきんダイヤル」**TEL 0570-05-1165** (ナビダイヤル)をご利用いただけます。

社会保険料(国民年金保険料)は納付期限内に納付しましょう。
令和6年4月分 保険料の納付期限は**令和6年5月31日(金)**です。

健康保険料率・介護保険料率が引き下げとなります

令和6年3月分(4月納付分)から

佐賀支部の

◆健康保険料率◆

(変更前)

10.51%

令和6年2月分(3月納付分)まで

(変更後)

10.42%

令和6年3月分(4月納付分)から

全国一律の

◆介護保険料率◆

(変更前)

1.82%

令和6年2月分(3月納付分)まで

(変更後)

1.60%

令和6年3月分(4月納付分)から

- 健康保険料と介護保険料は労使折半となります。
- 40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わり、12.02%となります。
- 賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。
- 任意継続被保険者の方は、令和6年4月分の保険料率から変更となります。

保険料率についての
特設サイトを公開中です



療養費(立替払)の支給申請のご案内

療養費(立替払)の支給申請について、2つの事例を用いてご説明します



Aさん

協会けんぽの健康保険に加入手続き中のため保険証が手元になく、医療機関で医療費を全額(10割)負担した。

➡ 協会けんぽの資格取得日以降に受診した分の医療費については、協会けんぽから保険負担分が支給されます。



Bさん



現在は協会けんぽに加入しているにも関わらず、過去に加入していた保険者の保険証を返却しないまま誤って使用した。後日、その保険者から医療費の返還を求められたため支払った。

➡ 過去に加入していた保険者(国民健康保険や健康保険組合等)へ医療費を返還した場合は、協会けんぽから保険負担分が支給されます。

協会けんぽへの申請方法

療養費支給申請書(立替払等)と添付書類を併せて、協会けんぽへご郵送ください。

※申請書は、協会けんぽのホームページからダウンロード、印刷できます。

	申請書に添付する書類 (いずれもコピーした書類は不可)	申請期限
 <p>自費で診療を受けた Aさんの場合</p>	①診療内容を記載した証明書 診療明細書 ②領収書(領収明細書) 診療に要した費用を証明した領収書	医療機関に医療費を支払った日の翌日から2年以内
 <p>他保険者の保険証を使用し、医療費を返還した Bさんの場合</p>	①返還先から交付された診療報酬明細書 (封かんされているときは開封しないで封筒ごと添付) ②領収書 返還先から交付された領収書	診療を受けた日の翌日から2年以内



全国健康保険協会 佐賀支部
協会けんぽ





〒840-8560
佐賀市駅南本町6-4佐賀中央第一生命ビル
TEL 0952-27-0611(代表)

佐賀支部のインセンティブ制度取組結果は**全国1位**

協会けんぽでは、事業主・加入者の皆様の取組を2年後の保険料率に反映させる「インセンティブ制度」を導入しています。5つの評価指標に基づいて全支部を順位付けし、上位15支部にインセンティブ(報奨金)が付与され、保険料率の引き下げにつながる制度です。

令和4年度 of 取組結果において、佐賀支部は47支部中**1位**となりました。このため、令和6年度の保険料率で前年度比**0.09ポイントの引き下げ**につながりました。

※佐賀支部の保険料率(令和5年度)10.51% → (令和6年度)10.42%

5つの評価指標		順位 (前年度順位)
指標① 特定健診等の実施率 ●協会けんぽの健康診断をご家族様も含めて毎年受診しましょう。 ・従業員の方(35歳以上) ⇒ 生活習慣病予防健診 ・ご家族の方(40歳以上) ⇒ 特定健診		16位 (12位)
指標② 特定保健指導の実施率 ●特定保健指導のご案内が届いたら積極的に利用しましょう。		1位 (38位)
指標③ 特定保健指導対象者の減少率 ●特定保健指導の対象とならないよう、日ごろから「適度な運動」・「バランスの良い食生活」・「禁煙」など健康的な生活習慣を心掛けましょう。		2位 (16位)
指標④ 要治療者の医療機関受診率 ●健診結果が「要治療」・「要精密検査」の場合、必ず医療機関を受診しましょう。		9位 (5位)
指標⑤ ジェネリック医薬品の使用割合 ●お薬が処方される場合、医師や薬剤師に「ジェネリック医薬品」の希望を伝え、積極的にジェネリック医薬品を選択しましょう。		34位 (14位)
総合順位		1位 (8位)

**皆様の取組が今年度の保険料率の引き下げにつながりました！
引き続き、御協力をお願いいたします。**



メルマガのご登録はこちらから！
役立つ情報が満載です！





令和6年度 社会保険事務講習会のごあんない

『新規適用事業所・新任担当者のための基礎講座』

新規適用事業所及び社会保険事務担当初心者の方を対象に、社会保険の基礎をわかりやすく学びます。
【初級編】

地区	日時	会場	講師
唐津 会場	令和6年 4月15日(月)	高齢者ふれあい会館 りふれ (唐津市二夕子3-155-4)	城 志保 社会保険労務士
武雄 会場	令和6年 4月18日(木)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)	中村 好江 特定社会保険労務士
佐賀 会場	令和6年 4月19日(金)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)	大木 傑 社会保険労務士
鳥栖 会場	令和6年 4月23日(火)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)	北村 彩 社会保険労務士

● 実施時間 各会場共通 13:20受付 ▶ 13:40開始 ▶ 16:00終了予定

募集定員 佐賀…50名 鳥栖・唐津・武雄…30名
(定員になり次第締め切りますので、締切後の申込者には3日以内にご連絡します。)

受講決定者の方には開催日2週間前から順次、案内のハガキをお送り致します。

対象者 新規適用事業所及び社会保険事務担当初心者の方

参加費 会員事業所は無料
(但し、非会員事業所及び令和5年度会費未納事業所は3,000円のご負担をお願いします。)

申込方法 FAX、郵送またはホームページよりお申込み下さい。

お申込み
お問合せ 一般財団法人 佐賀県社会保険協会 〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階
TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377



社会保険事務講習会 参加申込書

整理番号	<input type="text"/>	<small>宛名シールの左下の番号。 おわかりになる範囲で結構です。</small>
参加希望 会場日時	『新規適用事業所・新任担当者のための基礎講座』 (唐津 ・ 武雄 ・ 佐賀 ・ 鳥栖) 会場 令和 年 月 日 ()	
参加者氏名	<input type="text"/>	
事業所名	<input type="text"/>	
事業所所在地	〒 <input type="text"/> 事業所電話番号 () - <input type="text"/>	
知りたい内容やご質問等ありましたら、お書きください。		

※ 申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。

令和6年3月分(4月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

- ・健康保険料率:令和6年3月分～ 適用
- ・厚生年金保険料率:平成29年9月分～ 適用
- ・介護保険料率:令和6年3月分～ 適用
- ・子ども・子育て拠出金率:令和2年4月分～ 適用

(佐賀県)

(単位:円)

標準報酬		報酬月額		全国健康保険協会管掌健康保険料				厚生年金保険料(厚生年金基金加入員を除く)	
				介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合		一般、坑内員・船員	
				10.42%		12.02%		18.300%※	
等級	月額			全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額
		円以上	円未満						
1	58,000	～	63,000	6,043.6	3,021.8	6,971.6	3,485.8		
2	68,000	63,000	～ 73,000	7,085.6	3,542.8	8,173.6	4,086.8		
3	78,000	73,000	～ 83,000	8,127.6	4,063.8	9,375.6	4,687.8		
4(1)	88,000	83,000	～ 93,000	9,169.6	4,584.8	10,577.6	5,288.8	16,104.00	8,052.00
5(2)	98,000	93,000	～ 101,000	10,211.6	5,105.8	11,779.6	5,889.8	17,934.00	8,967.00
6(3)	104,000	101,000	～ 107,000	10,836.8	5,418.4	12,500.8	6,250.4	19,032.00	9,516.00
7(4)	110,000	107,000	～ 114,000	11,462.0	5,731.0	13,222.0	6,611.0	20,130.00	10,065.00
8(5)	118,000	114,000	～ 122,000	12,295.6	6,147.8	14,183.6	7,091.8	21,594.00	10,797.00
9(6)	126,000	122,000	～ 130,000	13,129.2	6,564.6	15,145.2	7,572.6	23,058.00	11,529.00
10(7)	134,000	130,000	～ 138,000	13,962.8	6,981.4	16,106.8	8,053.4	24,522.00	12,261.00
11(8)	142,000	138,000	～ 146,000	14,796.4	7,398.2	17,068.4	8,534.2	25,986.00	12,993.00
12(9)	150,000	146,000	～ 155,000	15,630.0	7,815.0	18,030.0	9,015.0	27,450.00	13,725.00
13(10)	160,000	155,000	～ 165,000	16,672.0	8,336.0	19,232.0	9,616.0	29,280.00	14,640.00
14(11)	170,000	165,000	～ 175,000	17,714.0	8,857.0	20,434.0	10,217.0	31,110.00	15,555.00
15(12)	180,000	175,000	～ 185,000	18,756.0	9,378.0	21,636.0	10,818.0	32,940.00	16,470.00
16(13)	190,000	185,000	～ 195,000	19,798.0	9,899.0	22,838.0	11,419.0	34,770.00	17,385.00
17(14)	200,000	195,000	～ 210,000	20,840.0	10,420.0	24,040.0	12,020.0	36,600.00	18,300.00
18(15)	220,000	210,000	～ 230,000	22,924.0	11,462.0	26,444.0	13,222.0	40,260.00	20,130.00
19(16)	240,000	230,000	～ 250,000	25,008.0	12,504.0	28,848.0	14,424.0	43,920.00	21,960.00
20(17)	260,000	250,000	～ 270,000	27,092.0	13,546.0	31,252.0	15,626.0	47,580.00	23,790.00
21(18)	280,000	270,000	～ 290,000	29,176.0	14,588.0	33,656.0	16,828.0	51,240.00	25,620.00
22(19)	300,000	290,000	～ 310,000	31,260.0	15,630.0	36,060.0	18,030.0	54,900.00	27,450.00
23(20)	320,000	310,000	～ 330,000	33,344.0	16,672.0	38,464.0	19,232.0	58,560.00	29,280.00
24(21)	340,000	330,000	～ 350,000	35,428.0	17,714.0	40,868.0	20,434.0	62,220.00	31,110.00
25(22)	360,000	350,000	～ 370,000	37,512.0	18,756.0	43,272.0	21,636.0	65,880.00	32,940.00
26(23)	380,000	370,000	～ 395,000	39,596.0	19,798.0	45,676.0	22,838.0	69,540.00	34,770.00
27(24)	410,000	395,000	～ 425,000	42,722.0	21,361.0	49,282.0	24,641.0	75,030.00	37,515.00
28(25)	440,000	425,000	～ 455,000	45,848.0	22,924.0	52,888.0	26,444.0	80,520.00	40,260.00
29(26)	470,000	455,000	～ 485,000	48,974.0	24,487.0	56,494.0	28,247.0	86,010.00	43,005.00
30(27)	500,000	485,000	～ 515,000	52,100.0	26,050.0	60,100.0	30,050.0	91,500.00	45,750.00
31(28)	530,000	515,000	～ 545,000	55,226.0	27,613.0	63,706.0	31,853.0	96,990.00	48,495.00
32(29)	560,000	545,000	～ 575,000	58,352.0	29,176.0	67,312.0	33,656.0	102,480.00	51,240.00
33(30)	590,000	575,000	～ 605,000	61,478.0	30,739.0	70,918.0	35,459.0	107,970.00	53,985.00
34(31)	620,000	605,000	～ 635,000	64,604.0	32,302.0	74,524.0	37,262.0	113,460.00	56,730.00
35(32)	650,000	635,000	～ 665,000	67,730.0	33,865.0	78,130.0	39,065.0	118,950.00	59,475.00
36	680,000	665,000	～ 695,000	70,856.0	35,428.0	81,736.0	40,868.0		
37	710,000	695,000	～ 730,000	73,982.0	36,991.0	85,342.0	42,671.0		
38	750,000	730,000	～ 770,000	78,150.0	39,075.0	90,150.0	45,075.0		
39	790,000	770,000	～ 810,000	82,318.0	41,159.0	94,958.0	47,479.0		
40	830,000	810,000	～ 855,000	86,486.0	43,243.0	99,766.0	49,883.0		
41	880,000	855,000	～ 905,000	91,696.0	45,848.0	105,776.0	52,888.0		
42	930,000	905,000	～ 955,000	96,906.0	48,453.0	111,786.0	55,893.0		
43	980,000	955,000	～ 1,005,000	102,116.0	51,058.0	117,796.0	58,898.0		
44	1,030,000	1,005,000	～ 1,055,000	107,326.0	53,663.0	123,806.0	61,903.0		
45	1,090,000	1,055,000	～ 1,115,000	113,578.0	56,789.0	131,018.0	65,509.0		
46	1,150,000	1,115,000	～ 1,175,000	119,830.0	59,915.0	138,230.0	69,115.0		
47	1,210,000	1,175,000	～ 1,235,000	126,082.0	63,041.0	145,442.0	72,721.0		
48	1,270,000	1,235,000	～ 1,295,000	132,334.0	66,167.0	152,654.0	76,327.0		
49	1,330,000	1,295,000	～ 1,355,000	138,586.0	69,293.0	159,866.0	79,933.0		
50	1,390,000	1,355,000	～	144,838.0	72,419.0	167,078.0	83,539.0		

※厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、基金ごとに定められている免除保険料率(2.4%～5.0%)を控除した率となります。

加入する基金ごとに異なりますので、免除保険料率および厚生年金基金の掛金については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

◆介護保険第2号被保険者は、40歳から64歳までの方であり、健康保険料率(10.42%)に介護保険料率(1.60%)が加わります。

◆等級欄の()内の数字は、厚生年金保険の標準報酬月額等級です。

4(1)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「93,000円未満」と読み替えてください。

35(32)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「635,000円以上」と読み替えてください。

◆令和6年度における全国健康保険協会の任意継続被保険者について、標準報酬月額の上限は、300,000円です。

○被保険者負担分(表の折半額の欄)に円未満の端数がある場合

①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。

②被保険者が、被保険者負担分を事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨て、50銭以上の場合は切り上げて1円となります。

(注)①、②にかかわらず、事業主と被保険者間で特約がある場合には、特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した金額になります。ただし、合算した金額に円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○賞与にかかる保険料額

賞与に係る保険料額は、賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額(標準賞与額)に、保険料率を乗じた額となります。

また、標準賞与額の上限は、健康保険は年間573万円(毎年4月1日から翌年3月31日までの累計額。)となり、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金の場合は月間150万円となります。

○子ども・子育て拠出金

事業主の方は、児童手当の支給に要する費用等の一部として、子ども・子育て拠出金を負担いただくこととなります。(被保険者の負担はありません。)

この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額および標準賞与額に、拠出金率(0.36%)を乗じて得た額の総額となります。

令和6年5月 年金相談窓口開設カレンダー						
日	月	火	水	木	金	土
			1 多久市役所 (予約)	2	3	4
5	6	7 鹿島市役所 (予約) 年金事務所 延長相談19時まで	8 有田町役場 (予約)	9	10 伊万里市役所 (予約)	11 年金事務所 休日相談日 (予約)
12	13 年金事務所 延長相談 19時まで	14 基山町役場 (予約)	15 多久市役所 (予約)	16	17 伊万里市役所 (予約)	18
19	20 年金事務所 延長相談 19時まで	21 鹿島市役所 (予約)	22	23	24 伊万里市役所 (予約)	25
26	27	28 基山町役場 (予約) 年金事務所 延長相談19時まで	29	30	31 伊万里市役所 (予約)	

年金事務所受付時間：平日(月曜～金曜)の8:30～17:15まで

年金相談の時間延長 週初めの開所日 17:15～19:00 年金事務所 休日相談日 県内年金事務所の日休相談日 受付時間 9:30～16:00

第2土曜日の休日相談については予約制です。

出張相談【予約制】		
出張相談所	開設日・相談時間	予約申込先
多久市役所	第1・3水曜日 10:00～16:00	佐賀年金事務所 0952-31-4191
	第2・4火曜日 10:00～16:00	
基山町役場	第1月曜日・毎週金曜日 9:30～15:30	唐津年金事務所 0955-72-5161
伊万里市役所	第1・3火曜日 10:00～16:00	武雄年金事務所 0954-23-0121
	第2水曜日 10:00～15:00	

※いずれの日も12:00～13:00の時間帯は除きます。
※年金事務所では予約による年金相談を受けておりますので、希望される日の前日までにお申込みください。

予約申込先

「予約受付専用電話」

☎0570-05-4890 (ナビダイヤル)

050で始まる電話でおかけになる場合は

☎03-6631-7521 (一般電話)

受付時間：月～金曜日(平日) 8:30～17:15

※土・日・祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。
予約相談希望日の1か月前から前日まで受付しています。
ご連絡の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書か個人番号(マイナンバー)の分かるものをご準備ください。

令和6年度 社会保険協会費請求書をお送りしています。

- ▶▶▶▶ 今年度から郵便局とコンビニエンスストアどちらでも払込みできます!!
- ▶▶▶▶ 令和6年5月末日までに納入いただきますようお願いいたします。



- ★令和6年度の会費の算定にあたっては、法人文書開示請求手続きにより日本年金機構から提供された令和5年7月時点の被保険者数情報により算定しています。
- ★令和6年4月1日時点で、会費の変更を伴う被保険者数の変動があった場合は、当協会までご連絡いただきますようお願いいたします。
- ★口座振替の事業所様については、「口座振替案内書兼ご請求書」をお送りしています。
- ★銀行振込の事業所様については、「ご請求書」をお送りしています。

令和6年度「社会保険の事務手続き」を送付します。

- ▶▶▶▶ 送付スケジュール ～～お早めの納入をお勧めします～～

令和6年度会費 納入時期	送付時期	備考
口座振替 4月中納付	4月末～5月上旬	5月号広報誌と同時送付
5月中納付	5月末～6月上旬	6月号広報誌と同時送付
6月以降	会費納入確認後、随時	

